

## 平成29年度第3回徳島県いじめ問題等対策審議会 議事録

- 日 時 平成30年1月10日(水) 午後2時から午後4時まで
- 場 所 県庁 10階 大会議室
- 出席者 12名(3名欠席)
- 会議概要

- 1 開 会
- 2 (1) 教育委員会あいさつ  
(2) 会長あいさつ
- 3 協 議  
(1) 平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について【資料1】  
(2) 平成29年度携帯電話等の利用状況アンケート調査結果について【資料2】
- 4 閉 会

事務局 (【資料1】「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について説明)

(【資料2】平成29年度携帯電話等の利用状況調査結果について説明)

会長 二つの調査結果について報告をしていただいた。まず、この二つの報告について質問を伺い、その後二つの調査結果に関して、あるいは、他の生徒指導上の問題に発展してもよいかと思うので、いろいろ御意見、御提言を頂きたい。どなたからでも御質問をお願いしたい。

委員 昨年の本県でのいじめの解消状況は、97.1パーセントが「解消したもの」となっている。今年度の本県での「解消したもの」の数値はいくらか。それと、いじめの様態で「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多いとなっているが、昨年度は全体の約70パーセントとなっている。今年の割合を教えてください。

事務局 いじめの解消状況に関しては、平成28年度の調査から調査項目に変更があり、昨年までであった「一定の解消がはかられたが継続支援中」という項目がなくなった。平成28年度については「解消しているもの」は、全1,985件中1,823件となり、91.8パーセントになっている。平成27年度調査では「解消しているもの」と「一定の解消がはかられたが継続支援中」を合わせた数値を「解消している」としていたので、数値だけをみると若干悪くなっている。また、いじめの態様については、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合は、全9項目中で複数回答可能であるが、全校種の割合は、69.1パーセントである。

委員 小学校・中学校の不登校者数で「不登校の要因」は、ほとんどが「不安の傾向がある」「無気力の傾向がある」「その他・理由がはっきりしない」であるが、「不安の傾向がある」とは具体的にどういうことか。言葉の意味を説明していただきたい。「無気力」とは、学校に行く気持ちがないということなのか。

事務局 「無気力」というのは、欠席日数が増えているという部分が大いと思う。また、「不安の傾向にある」というのは、学校に行きたいが行けないというように、文部科学省は分類していると考えている。

委員 生徒に不安があつて行けないということなのか。

事務局 児童生徒の心の中に不安があつて行けないという分類と考えている。

会長 記入のマニュアルに細かな規定はなかったと思う。自分の経験上、不登校の要因をどの項目に入れるかを悩むことが多かった。現場では、きれいに分類することは難しい。

事務局 「不登校の要因」の分類は、5項目である。具体的に「学校における人間関係に

課題を抱えている」「あそび・非行」「無気力の傾向がある」「不安の傾向がある」「その他」である。この5項目の中から該当する理由を選ばなければならない。先程の「不安の傾向にある」というのは、登校の意思があるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）」という児童生徒の分類になる。

委員 暴力行為の項目で、対教師暴力が全体で44件とある。自分が学生のとときには、絶対に考えられないことである。生徒間暴力件数も228件であるが、実際に警察に届出があったのは、平成28年度で10件である。事件性の判断規準は、どのようにしているのか。いろいろ程度があると思うが、後でもめ事になり届出をしたり、相談を受けることもある。

事務局 学校での暴力は、一方的に手を出した場合であり、お互いが手を出すとけんかという判断になることが多い。その中でも、軽微な案件であったり、事後にお互いが話し合い和解ができた場合であったりしたときには、警察に相談しないこともあるため、この調査の数値と実際に警察への相談数との差になっていると考えられる。

委員 先ほどの「不登校の要因」であるが、時々児童相談所に学校から相談がある中で、親が子供を学校に行かせられていない（ネグレクト）状態にあるのではないかという相談があるが、その分類は「その他」に含まれているのか。調査は、子供がどう感じているかが大きかったと思うので、「その他」に含まれているのか。

事務局 「その他」には、「本人や保護者と話をしても他の4項目のような傾向が見えず、理由がはっきりしない」「該当項目が複数ある場合」が当てはまる。そのことから、行かせられていない（ネグレクト）は「その他」に分類されていることが多いと考えられる。

会長 たしかこの調査は、各学校が提出してきた調査結果を県教委でまとめるだけである。そのため、各学校の具体的な事案の分類に関しては、把握できない。このカテゴリーの分類からだけで、具体的な状況を読み取ることは難しい。学校が、どのような判断でどのカテゴリーに含めたまでは、教育委員会事務局ではわからない。

事務局 不登校の分類を5項目のどの項目に相当するかは学校の判断であり、文部科学省からも、それ以上の記載に関しての詳細な指示はない。

委員 暴力行為の小学校において、小学生の対教師暴力件数の多さが気になる。これまでの過去3年間の同件数を教えていただきたい。

会長 私も気になっていたが、全国的にここ10年で数倍ぐらいに増加していなかったか。

事務局 小学校では増加傾向にある。平成27年度と同発件数は、小学校で10件、中学校で60件、高等学校で3件となっている。

委員 小学校ですごく増加しているということのようだ。

会長 私も数字を見て驚いている。一昔前なら荒れるのは中学生であった。小学生でも低学年でも結構あると聞いている。以前は、思春期・青年期に入りかけて、大人への反発とか、すさんでとか、そんな問題だったと思うが、最近の小学生の暴力行為は、非常に社会性も稚拙で駄々をこねるような形で暴れるタイプではないかと推測するが、実態は調査から読み取れるか。

事務局 細かい事案までは、この調査ではわからない。

事務局 補足になるが、小学校のグラフを見ると平成25年度から平成28年度までかなり増加している。それは、暴力行為の中にいじめがあると考えられるため、教員にいじめをしっかりと認知していただくという背景の中で、相手を叩いたとか、いじめの態様にもあったが、ぶつかるふりをして当たる行為も暴力行為と捉えるといじめ1件と暴力1件とカウントしているかもしれない。平成26年度からいじめを積極的に認知するようになった背景が大きく影響していると考えている。

会長 携帯電話利用アンケート調査結果からであるが、高校生において98.3パーセントと携帯所持率は結構高い。逆に1.7パーセントの生徒が所持していないことになる。現在の状況において、所持していないではなく、考えられるのはして経済的理由で所持できないのではないか。以前に、高校の社会科の授業で新聞を材料にした宿題を出したときに、一人の生徒が授業後にやってきて「家で新聞を購読していません」と言ってきた生徒がいた。その時、私は、全く予想もしなかったことだったので、衝撃を受けたことを覚えている。同じように、携帯電話がここまで普及すると、高校生で携帯電話を持っていないのは少数派になる。この生徒の疎外感も問題ではないか。ライン外しという前に、ラインに参加すらできない。今、ほとんどラインで会話が成立している。大学生も部活動でラインを使い、連絡のやりとりをしているが、私はガラケーなのでメールを送るように言っているが、連絡が届かない場合がある。高校生の中でも、同様の問題が起きていないか心配である。県教委に学校現場から同様の相談が上がってはいないか。

事務局 今のところ、そのような相談はきていない。

委員 高校生の保護者として思ったのだが、経済的理由で持てないというよりは、あくまでも所感であるが、どちらかといえば、高校生の場合には勉強に集中させたくて保護者が持たせてないことが多いのではないか。携帯電話やスマートフォンに関しては、経済的に苦しい家庭でも所持していると感じている。新聞等は購読していない家庭はあるかもしれないが、携帯電話やスマートフォンは生活の必需品となっている。どちらかという、高校生で所持していないのは、保護者の強い意思等で持たせていない又は持たせたくない。要するに、スマホゲームの誘惑や動画サイトの誘惑に触れさせたくないという意識が強い保護者が持たせていない1.7パーセントではないかと思う。

委員 学校現場で担任をしているが、40人の生徒がいれば、クラスに1人程度は持っていない生徒がいる。その生徒の保護者が言うには、スマホを持ってしまうと中毒になってしまうので持たせていない。しかし、連絡手段としてラインを使うのであれば、ラインだけが使用できる端末もある。また、インターネットを通じて連絡だけはできるようにしている。また、生徒本人の強いこだわりあり、携帯電話やスマートフォンは嫌いなので絶対に持たないという生徒も少なからずいる。金銭面からの理由で持たないということは余り聞かない。経済的に厳しい生徒も大切な友達とつながるツールとして持っていた。

委員 補足になるが、スマートフォンを持たない子供が少数派、マイノリティになるということに同感できる。高校生が本人の意識で持ちたくないというのは構わないと思うが、親に言われるがまま持たされていない子供は、過去にDSを一人だけ持っていないために、友達と一緒に遊べないとかということもあるかもしれない。情報収集の手段としてのツールとしてほとんどがラインを使っている。そのような中で情報が一人だけ入らないという壁があるのではないか。

会長 特に、質問がないので、この二つの調査結果に関して、またそれ以外に関しての御意見や御提言を頂きたい。

委員 小学校の対教師暴力の件数が増加傾向にある件で、勤務している学校では、暴力はないが暴言が増加傾向にあると感じている。特に小学校の場合は、幼稚というか駄々をこねるといった延長での暴力はある。指導をするとその場で暴れて教員にあたるといった行為は低学年で多いが、高学年になると物を投げるとか暴言を吐きながら教室を飛び出すとか、担任への暴言を吐きながら職員室に入って来る児童も何名かいる。エスカレートしていくと暴力行為につながるのではないかと心配している。問題行動は複雑化しているので、私も生徒指導の先生も管理職もとても悩んでいる。私は、通級指導の担当であるが、小学校でもリソースルームのような教室を設置しなければいけない学校も出てくると思う。

会長 支障のない範囲で、小学校における対教師暴力や暴言を含めて、どのようなものなのか教えてほしい。暴言はイメージできるが、対教師暴力のイメージが、特に低学年での場合がどのような感じなのか教えてほしい。小学校6学年だと中学生の対教師暴力に近いので想像できるが。

委員 低学年の場合、最初は子供同士のけんかやトラブルが原因であるが、それを担任が注意をすると暴れ出し、それを静止しようとする、仲裁に入った教員を叩いたり蹴ったりしてしまう場合が低学年では多い。

委員 中学校でも対教師暴力等はある。私に関わった生徒で、中学校で対教師暴力を起こす生徒は、小学校でも対教師暴力を起こしていることが多い。また、暴力にある背景をしっかりと見極めていかないとなかなか解消にはつながってはいかない。背景は、複雑であり複合している。何らかの発達障害を抱えている生徒は、繰り返す傾向にあるだろうし、そのような事案が起こった際に、家庭での教育で、保護者が即効性があるということで、短絡的に暴力による指導を行っている場合、他者への暴力行為に及びやすいと感じている。暴力行為を繰り返す生徒を指導する場合には、いろいろな方面からのサポートが必要となる。場合によっては警察等の関係機関の枠入れを利用する場合もあるだろうし、特別支援的な部分もあるだろうし、人権教育的な部分もあるだろうし、なおかつ、教育支援的に親業への支援も必要になるだろう。多面的なサポートをしていかなければ、なかなか解消までにつながらないと思う。小学校のときは、体が小さくて問題が小さく見えてしまうときもあるが、その背景をしっかりと見て、早い段階からいろいろな支援を入れていけたら多少なりとも減らしていけるかもしれない。あと、二次的な問題や生徒自身の困り感を減らしていけるのではないかと感じている。

会長 小学校での暴力的な関係を持っている生徒は、中学校でも繰り返すという話があったが、そのあたりの小学校中学校間での連携や情報交換はしているのか。特に、2年前に文部科学省からチーム学校の発想で、小学校、中学校、高校と続けて対応の記録を残して、活用をする旨の指示があったかと思う。一時期、個人情報扱いが難しく、小学校と中学校、中学校と高校の連携がしにくくなった時期があった。

委員 話がそれてしまうが、医療機関等につなげていく必要があると我々が感じて、なかなかストレートに表現はできないし、保護者になかなか受け入れてもらえない場合もある。そういう意味では、小学校の先生も、かなり苦勞される場面もあると思う。中学校の場合、家庭の中でも問題が大きくなって、親を越えだすと困り感ができてくるので、一緒に協力しやすいこともある。それに比べると小学校では、家庭ではきちんとできているという認識で、社会に出たときに何らかの課題があるということに目を向けてもらえないということもあるのではないかと。そうすると、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々が、我々にとって力強い味方になる。私の発言が、小学校の先生の関係機関へのつなぎとか、見立てが甘いと取られると小学校の先生に失礼に当たると思い、訂正を含めての発言である。非常に難しいところがあると思う。

委員 確かに、懇談等で保護者の方にどのように伝えたらよいのかと悩むことがある。今年は通級学級担当なので、担任と私とコーディネーターを含めて3人で保護者の方と四者面談を実施することもできる。担任の先生が、そのような現状を伝えると棘が立つこともあるので、コーディネーターの方に入っていたりとか、巡回相談の先生に相談したりとかしている。そのようなときには、保護者の方は理解してくれることも多いが、そうでない保護者もいる。問題行動がある児童は、参観のときや運動会のときは、家族が見にきているので、賢くきちんと集団行動ができる。それを見た保護者は、「きちんとしているではないか」「先生は自分の子供に厳しい」と逆に反感を買うこともある。すごく難しく、なかなか理解してもらえない。いつもケース会議等でどのように対応したらよいかと議題に上がる。保護者との信頼関係を築きながら理解してもらおうことが課題となっている。

委員 私も小学校の問題行動で、対教師暴力が増加していることが心配である。担任制で一年間同じ先生、特に教科も全部教えることになる。うまくいっている場合はいいのだが、生徒と先生の関係が悪い場合に、それが続くと生徒指導上にもいろいろ支障があるのではないかと。先生は非常に真面目で、小学校の先生は一生懸命されるので、ギリギリまで一人で抱え込んでしまうという現状があるのではないかと。もう少し、小学校の生徒指導体制を見直していけば、小学校の早い段階で芽を摘んでおけば、中学校では減少し、高校では0件とあるので、対教師暴力は減少するのではないかと。

携帯電話利用アンケート調査結果で、使い方のルールでの子供と親の認識の違いであるが、使い方のルールは決めている親の割合は高いが、子供は親ほど余り認識

していないということは、一旦ルールを決めてはいるが、ルールを守らせていないのではないかと思う。そのあたりを子供に携帯電話を持たせる限りは、保護者にしっかりと守ってほしいと思う。また、小学生で「SNS等で情報発信をしたことがある」という子供の割合が減少している。このことは、教育の効果が出ていると思う。この調査結果にはないが、最近の若い人は不法行為や危険行為を動画に上げるケースが多いので、調査項目に加えてほしい。

委員 送付資料を補導センターの職員と事前に協議した。他の委員からも御指摘があったが、中学校の保護者と子供とのルールの認識がかなり違っている。ルールは決めたものの、その後のフォローであったり、実際中学生がどのような使い方をしているかの確認が、保護者の中で甘くなっているのではないか。加えて、小学校の保護者でルールを決めている割合が、平成29年度で76パーセントのかなり多くの保護者がルールを決めている。12項目ある決めているルールの割合が、全てにおいて低い気がする。小学生で初めて携帯電話を持たすときに、高校生であればある程度コントロールできるだろうが、「使用してもよい場所の制限」で30パーセント程度しかなく、小学生ならば、最初に持たせるときにある程度ルールを確認して持たせることで、後々トラブル等が少なくなるのではないか。

会長 若い保護者は、携帯電話やスマートフォンに結構詳しいのか。子供のほうが詳しい場合、親が子供をコントロールできないのではないか。今時の若い保護者はよく理解しているのか。親のほうが子供より知識が上なのかを知りたい。

委員 ルールは決めていたが、それを徹底させているかなと、自分も反省の意味を含めて聞いていた。どんどん仕様が変わってきている。SNSにしても、ラインにしても、フェイスブックにしても度々アップデートされて、仕様がコロコロ変わっている。先日、見たときと変わっていたりする。最初、公開になっているので、自分で友達だけしか見えないように変更しても、アップデートされるとデフォルトに戻ってしまって誰でもが見えるようになっていくことがある。私も全くわからないので、子供に尋ねながら使っている。また、勉強に使っているとか、動画も勉強の動画があるとやっているが、本当に勉強の動画があるのかと怪しいと思ってしまうが、そう言われると親は弱くて信じてしまう。本当に安全性がある動画なのかと心配するが、プライバシーの問題や余り管理されたくないこともあり、お互いせめぎ合っている状況である。

委員 若い親たちから聞くのは、親たちが夜遅くまでゲームをしている。親がしているのに、なぜ子供がしたらいけないのか。ルールで何時間と決めるが、親がゲームしているために、子供は従わない感じがしている。中学生とかは、学校ですごく教えてもらっていて、これをしたら危ないとか結構詳しく、親よりも詳しいと思う。親の方が危ないのではないかと思う。

会長 別の会でも、むしろ親の方が十分に理解していないのではないかという意見が出た。子供のほうがよくわかっている。親自身がルールのない状態で使っているのは、説得力がない。親にネットの状況やシステムや落とし穴を、より理解してもらう必要があることが話題になった。

委員 時代の流れはすごいもので、私が子供の頃は、先生は怖い人というイメージであった。先生も暴力教師とか言われたりしていたが、最近の先生は怖いイメージがない。そのためか子供たちも先生を先生と思わずに、なめた感じになって暴言を吐いたりするのでないか。子供が小学校高学年のとき、クラスで問題があり授業ができなくなり、教室を飛び出したりして自分勝手にしてざわついていた。中学校になって厳しくしてくれる先生がいて、そのようなざわつきはなくなった。みんな真面目な生徒になったという話を聞いたので、ガツンと言ってくれる先生もいてもよいのではないかと思った。

携帯電話については、スマートフォンが普及してきて、子供たちもスマートフォンでユーチューブやラインをしている。先日テレビのニュースで、小学生が将来大人になったらユーチューバーになりたいと言っていた。自分が好きなことをして、発信してお金が稼げるという職業に就きたいと考えている小学生がいることに大変驚きを感じている。時代はどんどんと変化していると思った。

委員 小学生の就きたい職業の第一位が、ユーチューバーである。自分の好きなことを

してお金を稼げるなら、それは楽しいだろうが、自分のプライベートな部分を全て出すという危険なことを小学生はわかっていない。

会長 一握りではあるが、有名なユーチューバーになると、高額な稼ぎをしていると聞いた。

委員 先日、海外のユーチューバーが富士山での自殺の画像を撮影してユーチューブにアップした。世界中で問題になって、その人が謝罪の様子も、ユーチューブにアップした。結果的には、その人に大量のお金が入ることになる。楽しいこととか、人が幸せになることになってお金の得ている人もいるかもしれないが、あえて炎上させてお金の得ているユーチューバーもいる。そのことが社会や子供たちに与える影響が大きいことを考えると、ユーチューブを長時間見ている子供のことが、大変心配になる。夢のある職業で、これからの時代を映し出している職業の一つではあるが、そこから悪い影響を受けることを十分考えた上で、子供にアドバイスをしていかなければならないと思う。

会長 委員が言っていた、良い意味で厳しい先生に中学校で出会って、子供たちが落ち着いたという話だが、恐らく保護者や社会は、教師がもう少し厳しく指導して欲しいと思っているのではないか。現場を経験した者としては、厳しく指導していないわけではないが、耳が痛いところはある。大学の授業でも使用したが、今年の10月にある検索サイトの意識調査で体罰のことを尋ねている。「文部科学省は、いかなる体罰も絶対禁止と言っているが、体罰が必要であるという保護者の声もある。あなたは、教師、指導者の体罰は、いかなる場合も認められないと思うか」という問いに対し、私は驚いたが、「いかなる場合も認められない」と答えた人は22パーセントで、「体罰が認められる場合もある」と答えた人は78パーセントであった。そのような意識なのかと思った。もちろん、大学では、法的な根拠も示し、基本は体罰はいけないと教えている。ただ、背景にあるのは、どこかで何か馴れ合いになって距離が近づき過ぎているとか、褒める、認める、励ます、慰めるという関わりがあっても、奮い立たせる、突き放すという文化が少し乏しいのではないかと最近少し思っている。ただし、ビシバシとやったらいいというものではない。体罰などによる単純な厳しい指導は、結果論で何件かのうちの一件がうまくいくことがあっても、それは、たまたまであって、深く人を傷付けることもある。だから体罰はダメだが、現場の先生は、優しくして厳しい教師になりたいと思いつつ、厳しさをどのように示せばよいか苦悩している。現場の先生で何か意見があれば。

委員 私自身は、体罰はしたくないし、しないと決意している。体罰なしで生徒とどのように向かい合っていくか、それがプロ意識だと思っている。教師として生徒に甘くみられていたこと、暴言を浴びせられたことや対教師暴力を受けたこともある。しかし、いつかその生徒とつながりをつくり、この子供のどこかにフックを掛けて、「先生ってすごいな」と言わせたいし、社会基準に合った人に育てたい。そのような面から言うと、体罰や暴力で教え込んでいくことは真逆で、本当に絶対にやってはいけないと、常に肝に命じている。それでないと本当の教育に近づいてはいけない。そして、一人で生徒を変容させようと意地になるのではなく、いろいろな方の力を借りようと思う。先ほど警察と言ったが、それは、司法の力を借りるということではなく、警察は継続補導やサポートをしてくれている。時々生徒に「大丈夫か」とか「頑張っているか」とか「みんなに迷惑を掛けていないか」とか相談的なことをしてくれている。また、児童相談所も同じ立場でサポートをしてくれる。そうやっていろいろな方の力を借りつつも、体罰抜きで指導していきたいと思っている。

中学校の良いところは、部活動があるところだと思う。今、教員のいろいろな負担を減らすという意味で、福岡県で部活動を社会体育に渡していく動きがある。私たち教員で両方の意見の分かれるところではあるが、やはり、何かのスポーツを通してとか何かの活動、その子が一番興味や熱意をもっていることを通して人間的な関わりも作っていけるので、部活動のもつ生徒指導上の役割は大きいと感じる。やはり、中学校は部活動が負担にもなっているが、我々の武器にもなっていると感じる。

委員 先ほどから話題になっている怖い感じ先生の存在とか、ビシッと言ってくれる先生とかがいなくて生徒はきちんとできないという話だが、ある意味そのような部分も大事であると思うし、それだけなら駄目であると思う。高校生段階なのでそれを感じるのかもしれない。しかし、大人になって怖い人というのはいたりするが、こ

の人が恐いから言うことを聞くとか、自分の進路の選択や生き方の選択をするのではなく、あくまで自分で考えて自分で行動する大人に育てていかなければならない。小学生や中学生の時は、十分に自我が発達しきっていない段階なので、ここまではしてもよいがここからはしては駄目だと、きちんと枠組みを作るために、そのような先生の存在を借りることも大事であるが、それだけではもっと上の段階に育てていくことは難しいと思う。そこはいつも葛藤している部分で、話はいつもきちんと聞かなければいけないと学校生活を送っている。会長が言うように、突き放すというスキルはすごく難しい。親身になって聞くことをすごく大事にしているが、ほっておくことや突き放すことは、本当にすごく難しいこととどのようにしたらよいのかと迷っている。あと十年もしたら分かるようになるのかと期待してみたりしている。教育するときそれが永遠のテーマであると今の段階では思っている。教員を始めて十年程度なので、まだ先輩方と比べると随分できないことや迷ったりすることが多い。しかし、最近はいろいろな方のサポートがあるので、自信を持って仕事ができる機会が増えてきたと思う。

携帯電話利用状況アンケートの中で、「保護者と子供との間で使い方のルールを決めている」という項目で、高校生の保護者の割合は、すごく高いとは言えないが年々増えてきている。それを見て思うことは、学校でも啓発はしているが、それに加えて、今年度は徳島東警察署の方が、わざわざ学校入学説明会に来校して、フィルタリングやSNSの危険性をかなり専門的な内容で話をしてくれた。入学説明会は、ほぼ全員の保護者が集まっている場面であり、そのような立場の方が話してくれたことは心強かった。我々も言っているが、専門の方や外部の方が保護者に言ってくれると一層重みがあり、意識を持ってくれる。親世代が全てカバーすることはできない。新しいことも増えて分からないことも多く、このようなことがあると少しでも知っていれば、何かおかしいことが起こったときに、すぐに感づけることができる。専門家の方のサポートは、本当に有り難いと思う。何事にも、この対策審議会もそうであるが、チームとして学校を支えていく、生徒を支えていくシステムがたくさんあって、若手には有り難い。若ければ若いほど、特に二十代前半のときは、問題が起これば全て自分の責任であるとか、きちんとやらなければいけないとか、ものすごい強いプレッシャーがあった。助けてくれる人が多ければ多いほどプレッシャーが和らいで、自分の仕事ももっとやりやすくなる。それが結果として、生徒を伸ばす力になる。

委員

業務とも関係することであるが、不登校でネグレクトの統計を尋ねたが、不登校に関する児童相談所への相談件数は、従来に比べてかなり減少している。各市町村に適応指導教室があったり、相談窓口が設置されたためであろう。ただ、年に一、二件、ものすごく長期にわたり学校が本人の姿を確認できていない、居所不明児童として本来あがっているべき生徒で、最後の最後に持ち込まれる、卒業間際に持ち込まれる場合がある。その時点で児童相談所に持ち込まれても、どのような糸口で、残された日数でどのようなことができるのかという問題が起こる。こういう調査で期間について教育委員会が把握しているのか。学校現場の先生もとても困っていて、努力もされて、どうしようということになっていると思う。長期欠席者の存在を把握できて、教育委員会側から学校側に「その子供は大丈夫か」と声を掛けられる仕組みがあるのか。そのような仕組み、体制が我々にもよくわからない。最後の最後には、警察を含めてどのように確認に行くかを考えていた。今までのところ、最悪の事態には至らずに、きちんと職員が家庭と連絡をして確認できている。そこに至るまで、学校現場の先生は大変困っていると思う。今回、調査結果をみて不登校者は人権教育課の所管で扱っていることが分かった。我々の業務の参考にもなるので、そのような仕組みについて教えてほしい。

会長

事務局はどうか。虐待やネグレクト等の状況把握とか。

委員

学校は不登校になっている原因は分からない。原因は、それぞれいろいろあると思う。本人が行きたくないと言っている場合や虐待みたいなのが裏で隠れている場合とかがあるかもしれない。学校も、不登校や居所不明で先生が何日も会えない子供たちのことを把握して、最後の最後にそれがネグレクトと関係ないのか等を含めて、年に一回ぐらい持ち込まれて、極端に言えば中学校3年間、最初からほとんど会えていない状況で、3年生の後半になってという時期に出て来る場合がある。いろいろな調査が行われる中で、そのような状況にあることが学校現場から教育委員会に届く仕組みがあるのかどうか、その際に、教育委員会側から、学校側が困っていないかどうかといった確認し、学校をサポートできる体制があるのかないのかも

含めて教えてほしい。

事務局 先ほどの質問ですが、3日連続して特別な事由なしで欠席した場合は、担任から管理職に報告をする。それが、7日間の連続した場合は、教育委員会に報告することになっている。本人所在の確認は、電話ではなく実際に本人に会って確認することになっている。7日間の区切りでの報告義務がある。

委員 アクションを起こしての確認はするのか。どのようになっているのかといったような確認をするのか。

事務局 随時担当教頭に連絡を取り、どのようなアプローチをしているか、どのような状態か、定期的に電話等で確認するようにしている。

委員 本校での話をすると、月に一回、生徒指導委員会とか併せていじめ防止推進委員会で各学年の生徒指導担当、学年主任、管理職で問題行動だけでなく不登校の生徒、様々な問題についての情報共有の場を持っている。その段階でいろいろな先生から学年の先生方にアドバイスをする。もちろん、そのときに特別支援コーディネーターから県のいろいろな事業を案内してもらい、それを紹介することもある。学校の中でも、いろいろな情報をお互いに共有して漏れないように、不登校生徒に対しての支援が途切れないようにしている。また、県から市を通して不登校の調査が下りてくるが、本校の場合、一括して誰かが数値を記入するのではなく、担任の先生にも用紙を配布し、担任の先生に数値を計上してもらい、学年主任の先生に確認後、担当教頭先生に提出するようにしている。いろいろな先生の目を通ることで、不登校の生徒を放置しないようチェック機能が働くようにしている。しかし、そのような中でも、安否確認が取れない生徒もいる。そのような場合には、民生の児童委員の方や児童相談所のワーカーに安否確認の協力をしてもらう形をとることもある。

委員 いじめの認知件数であるが、何年か前に文部科学省の担当官から、認知件数は多ければ多いほどいいとの発言があったと聞いている。その言葉に違和感があった。言葉が一人歩きしたり、いろいろと問題が発生しないかと、この場で言ったことがある。本県の状態から見ても、調査の状況が平成26年度から変わったと以前に聞いたが。

事務局 平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それを受けて先生方にいじめの認知は積極的にしてくださいとお願いしたことが、少しずつ広まっている。小学生低学年においては、感情が抑えきれなくなって叩いてしまう。叩くことはいじめであり、しっかり認知することで暴力件数にも挙げられることも増えてきている。いじめの認知が増えることで暴力件数も増えてきてしまうと分析している。

委員 このグラフを見ても、平成25年度から新しく仕切りがある。初期の段階で小さな事象のときに、教員ができるだけ気配り目配りをして、大事に至らないようにしていくことは、確かにそのとおりである。しかし、一方で本県も毎年、前年度から566件、昨年度からは541件と増えてきている。そのうち7割が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。児童生徒数が減少しているのに、毎年毎年500件ずつも増えていることは、どういうことなのか。これだけ我々も関係機関もいじめをなくそうという方向で進んでいるのに、毎年500件ずついじめが増えているということは、毎年教員の意識が500件発掘するだけ高まっていつているのか。現場の先生は、いじめを認知したら認知しただけ指導も必要となる。解消率も91パーセント解消していると聞いたが、その苦労も大変なものになるのではないかと。しかしながら、教職員のマンパワーも限られているので、教員の負担もものすごく増えている。「来年もまた500件増えるのだろうか」「この状態がいつまで続くのか」という素朴な疑問がある。徳島県は教員の超過勤務や過労死のデッドラインを越えているという中で、いじめの認知件数だけがどんどんエスカレータ的に増加していく。現場の先生方に聞いて、現場の状況と数字にどのようなかい離があるのか、いじめのために多忙感が増えてきたということはないと言うのか。本当に毎年500件ずつ増加すると、対応する先生方は大変である。保護者の方は、500件ずつ増加することが「現場の先生方は大変よく見てくれている」「すばらしいことだ」と思ってくれているのか、この数字を見る度、疑問に感じる。現場の先生方はどのように感じているのか教えてほしい。



委員 微妙なところはあるが、友達関係の中でふざけ合っているのか、時々嫌がっている顔を見せ、相談にも来るが、はっきりしないため、いじめの認知に入れるかどうか迷うときがある。担任が決めかねることもあり、主任の先生や同じ学年の先生と相談するが、カウントの仕方は難しい。時には、子供に聞いてみたりするが、平成26年度頃には、全ていじめの認知件数に入れていた。しかし、昨年度は、これはいじめでないと、いじめか否かを定めることについて平成26年度と比べて自分自身も厳しくなってきた。

会長 この一、二年で増加しているが、発生件数ではなく認知件数である。状況が極端に悪化したとは考えていないが、そのあたりはどうか。

委員 生徒がいじめられたと訴えてきたら、それはいじめとして認知することになっていることが、一番数字を変えていると思う。これはいじめと言えるか微妙なラインであるとき、旧の定義では拾われなかった案件が、しっかりと拾われるようになったからではないか。新しいいじめ防止基本方針の中に、いじめの言葉を使わずに指導してもいいという文言があるが、私はこの言葉に救われている。いじめという言葉を使うことで、加害者側の保護者や子供とトラブルになることもある。そして、それを覚悟して対応しないといけない場合もある。我々は順法精神で法律に従って動かなければならないが、法律を盾にとって指導をするといろいろなトラブルが起ってしまう。いじめの認知件数は増えているが、いじめと公言して指導をしなければならぬわけではなく、人間関係のトラブルとして子供たちに指導できる。数字だけ見ればすごく大きい数字と感ぜられるが、現場では、年々いじめが増加しているという受け止め方はしていない。

委員 法律に基づいて、共通理解して何年かたっているが、来年も再来年も、今のような勢いで認知件数は増え続けていくのか。

委員 私は、ある程度のところで頭打ちになると思う。理由は、我々の感覚が変化するためにも時間が必要である。本当は、早急に意識を変えていかなければならないが、実際は少しずつの変化となってしまうのではないか。

事務局 県教育委員会も事務局の中に、いじめ問題等対策室ということで平成26年から、今委員からも話があったように、最近でも県外で起こった重大な命に関わる事案がいじめの部分を見逃していたという事例がある。やはり、文部科学省が言っているように、積極的に認知をしていき、いじめの認知件数は増加しているが、いじめ防止基本方針の改定では、それでよしとはせず、子供たちが自らの力でいじめを防止していくような学びの部分を取り入れたり、そこを強めていったり、また様々な専門家の方の力を借りて学校での対応力を高めたりと、この審議会で御意見を頂くことも、その最たるものである。いろいろ御心配を頂いているところではあるが、校長会でもいじめの防止は学校経営の根幹に関わる、危機管理が問われている事案であると、命に関わるものとして捉えている。そのため、人権教育課の中にこの室が置かれたわけである。今後とも御指導をお願いしたい。

委員 小学生の対教師暴力や生徒間暴力で、スクールカウンセラーとして小学校と関わった時に、荒れている小学校を見た。なぜ荒れ始めたのかを考えると、子供たちも先生を見ていて、すごく先生が恐いとか、声が大きいとか、叩かれるのが恐いとかというのではなく、これぐらいなら大丈夫かな、これぐらいなら許されるかなと少しずつ小出しにしてくる気がする。荒れてしまった学校は、服装がバラバラである。面倒くさいからという理由で、学生服を着用しないで、みんなジャージみたいな服装であったり、勝手に何かを持ってきたり、携帯電話を持ってきたりとか、そこを「駄目なものは駄目」と最初にきちんと指導していれば、このような状態にはなっていなかったと思う。それは、保護者との連携だと思うし、家庭と学校との連携で、「学校はこのような格好では駄目である」「このような物は持ってきたら駄目である」ときちんと指導をしていたら、このようななし崩しの状態にはなっていなかったと思う。保護者のほうも「別にいいだろう」「それを着て行きなさい」とはならないと思うし、入学式では早いかもしれないが、毎回の授業参観後に、「学校はこのような指導方針である」ときちんと指導すれば、先生はきちんとしているとなるが、先生が時と場所によって言うことが違っていると、子供たちはすごく敏感に感じる。言うことが違う先生には、これぐらいはいけるだろうと、悪い意味で人を見る力がどんどん身に付いてしまうので、保護者と先生がうまく連携しながら、子供たちを

しっかりとした大人に育てていくために何かやっていけたらと思う。

不登校生徒のことであるが、私が関わったケースでは、中学校の最初一か月登校して、その後に関わったのが中学校3年生の夏休みであった。その間に学校は何もしていなかったのか疑問になった。それまでは誰も会ってはいない。母親は、二週間に一度学校にきて、スクールカウンセラーと話していたようだ。中学校3年生になって、新たに私がカウンセラーに行き、夏休みに初めてその子供に会った。もっと積極的に児童相談所とかと学校も連携していいというメッセージを流していたほうがいいと思った。

委員

小学校の現場に携わることが多いが、児童が先生をよく観ていて、最初4月の時点でうまくいくと一年間楽しく授業が行われることが多い。最初の取りかかりでつまずいて、先生の意見がこのときにはこう言っていたのに、あのときには違うことを言っていたような、真逆の話になってしまうと子供はついてこなくなる。客観的に観ていると、子供が先生をいじめているような、違う意味のいじめの現場が起こっているような、授業が騒がしくて、なかなかきちんとした静かな授業が成立しないことが過去にあった。ある保護者が、先生も授業のコントロールが難しいから、本当に叱らなければならない生徒よりも、クラス全体で叱らなければならないときに、真面目にやっている叱りやすい生徒を叱っていると言っていたことがあった。その子は、多動症の傾向にあったと思うが、きちんと説き伏せなければならない生徒にはスルーして見て見ぬ振りをしていたことをその保護者の方が御自分のお子さんから聞いて、それはどうなのかという話をしていたことがかなり以前にあった。自分が小学生の時に比べて、今の生徒は体格差も大きくかい離していたりして、高学年では心の成長などバラエティに富んでいるというか、個性も様々な子供を指導する先生方にも難しいことがあるのかと察することもある。

委員

他の委員から警察との関わりについていろいろ話してもらった。立ち直り支援ということで、警察もいろいろ学習支援に始まり、農作業して作物を作ったり、花を育てたりということと一緒にやっている。私自身は携わっていなかったが、大変すばらしいことであると感じた。子供が少しずつ変わってきていることを見るができるということで、ものすごく学校との関わり、特にサポートが大切であると感じた。ただ、数字を見て先ほど質問もして驚いたのは、これだけ暴力が多いことである。果たして警察や司法の力を借りずにと言っていたが、多少は司法の力も必要でないか。見せしめではないが、多少必要ではないかと思う。その部分で関わりを持ってほしいと思う。学校での教育の部分があるので、司法の力が入ることは、すごく問題がある。もしも、強制捜査をすることになれば、本部長の決裁をもらう必要が出てくるし、非常に難しい部分があるので、上手に関わっていく必要がある。いじめの認知件数については、恐らく高止まりになるのではと思う。いじめは気付いてあげなければいけない。被害者の子供は、被害に遭うぐらい弱い立場にあると思う。どんどん気付いてあげることが大切ではないか。数字は、基準が変わったことも影響している部分があるので、上げてから減らしていけばいいのではないか。

携帯電話でのコミュニティーサイト関係であるが、平成29年度上半期の集計で919人の戦後最大の発生となっている。その中で、一番問題があるのが、被害に遭っている三分の一がツイッターで被害に遭っている。本庁からツイッター関係の統計や被害状況が届くが、金品目的や性的関係目的で会ったりしている。被害に遭っている9割以上の人々が、フィルタリングをしていないという結果が出ている。本庁からも、フィルタリングを積極的にかける指導をするように言われている。フィルタリングをするにしても、携帯電話の関係とか、Wi-Fiの関係であったり、ソフトの関係とか、いろいろ難しい部分もある。それを親がいかに管理するか、関わっているかが一番大事であると思っている。

会長

本日は、委員の方からいろいろな意見を頂いた。これを来年度の本対策審議会の協議につなげていきたいと考えている。改めて今日思ったことは、学校現場や保護者の立場から、また、様々な専門性、専門組織から出席していただき、学校や教育行政を担うものだけでは、どうしてもそちらの観点でしか物事を考えられない。社会通念上というか、違う視点から御意見を頂くことは、面白いと感じた。一つだけ例を挙げると、私はもともと県外の高校で勤務していたが、昨年、頭髪指導に関わって、校則の在り方について、新聞社からかなり取材を受けた。多くの記者は、基本的に学校（の指導）は悪であると決めつけている。取材では、根拠のない校則についてどのように思うかという質問を受けた。「根拠のない校則」とは例えば、どのようなものなのかと尋ねると、「トイレは5分で帰ってくる」という校則は、

人権的に問題ではないか」と言った。私は、「では、なぜそのような校則を教師が選んだかを考えたことがあるのか」と尋ねた。実際の話として、なかなか授業に集中できない生徒がいる学校では、トイレに行って10分も20分も30分も授業に帰ってこない状況がある。そのような厳しい状況の中で、教師が苦肉の策として選んだルールであろうことは、学校現場を知っている者であるならすぐに想像できる。その答えを聞いて記者は「なるほど」と驚いていた。私は、そんなことも知らずして、「ブラック校則」などと一方的に批判する記事を書かないでほしいと叱った。と同時に、世間はそのように見ていると分かった。学校の内と外でこのように議論することは、とても意義深いと思った。そして、それを教育行政に反映していくことが大事だと改めて思った。本日の審議事項はこれで終了する。